別紙様式第二十一号の八（第二百四十六条の三十五関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期説明書類（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

商号又は名称
住所又は所在地
氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

１　業務の状況

⑴　届出年月日

⑵　行っている業務の種類

⑶　当期の業務概要

⑷　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

	役　員	うち非常勤	使　用　人	計
総　数	名	名	名	名

②　役員の状況

役　職　名	氏　名　又　は　名　称

③　役員の業績連動報酬の状況

役員の業績連動報酬の状況

⑸　主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名　　称	所　在　地	役員及び使用人
		名
計　　店		計　　名

⑹　外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監　査　の　内　容

（注意事項）

１　業務の状況

⑵　行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第 63 条の８第１項第１号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と、同項第２号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行っている場合は「募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行っている場合は「私募」と記載し、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑶　当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

⑷　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（海外投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

②　役員の状況

当期末現在における役員ごとに表を作成して記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者（法第 63 条の９第６項第２号ハに規定する者をいう。）について記載する必要はない。

③　役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下③において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下③において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ　業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ　当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ　取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ　直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

⑸　主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下⑸において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑹　外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年１回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

⑺　ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

出資対象事業持分の名称			
出資対象事業の内容	（商品分類）	（内容）	
出資対象事業持分の種別			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			
存続期間			
出資者の状況	出資者の区分		出資者数
	法第 63 条の８第２項第１号に掲げる者		名
		うち個人	名
	法第 63 条の８第２項第２号に掲げる者		名
		うち個人	名
	法第 63 条の８第２項第３号に掲げる者		名
		うち個人	名
	合　計		名
海外投資家等のうち非居住者の出資額及び出資割合	出資額		円
	出資割合		%

（注意事項）

１　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業持分の種別」及び「出資者の状況」の欄を記載すれば足りる。

　当期において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

２　本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。６において同じ。）の計算期間と海外投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

３　「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

４　「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあっては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に

基づく権利」にあっては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5　「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

6　「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

7　本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

(7－2)　ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

<table>
<tr><td>出資対象事業持分の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">出資対象事業の内容</td><td>（商品分類）</td><td colspan="2">（内容）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>出資対象事業持分の種別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>出資金払込口座の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>資金の流れ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>存続期間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">出資者の状況</td><td colspan="2">出資者の区分</td><td>出資者数</td></tr>
<tr><td colspan="2">法第 63 条の８第２項第１号に掲げる者</td><td>名</td></tr>
<tr><td>うち個人</td><td>名</td></tr>
<tr><td colspan="2">法第 63 条の８第２項第２号に掲げる者</td><td>名</td></tr>
<tr><td>うち個人</td><td>名</td></tr>
<tr><td colspan="2">法第 63 条の８第２項第３号に掲げる者</td><td>名</td></tr>
<tr><td>うち個人</td><td>名</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">海外投資家等のうち非居住者の出資額及び出資割合</td><td colspan="2">出資額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">出資割合</td><td>％</td></tr>
</table>

(注意事項)

⑺の注意事項に準じて記載すること。

2　経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成することとする。

届出者が会社法第２条第６号に規定する大会社以外の法人である場合には損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を作成すること。ただし、最終事業年度に係る貸借対照表に出資金等として計上した額が５億円以上である組合等又は負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上で

ある組合等以外の組合等である場合には、損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

　届出者が個人である場合には、貸借対照表、損益計算書の作成を要しない。